イシイの無添加調理だから
当社での製造過程においては食品添加物を使用しておりません。

石井食品株式会社
証券コード：2894

第79回　定時株主総会
招集ご通知

目　　次

ごあいさつ…… 1
第79回定時株主総会招集ご通知 …… 2
株主総会参考書類…… 5
（添付書類）
事業報告…… 8
連結計算書類…… 18
計算書類…… 20
監査報告書…… 22

開催日時

2020年６月28日（日曜日）午前11時
受付開始：午前10時30分

開催場所

千葉県船橋市本町２－９－３
セミナーハウス
クロス・ウェーブ船橋１階　講堂

議　　案

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役１名選任の件
第３号議案　監査役４名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

議決権行使について

書面（郵送）又はインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。
議決権行使期限
2020年６月26日（金曜日）午後５時30分まで

株主の皆様へ



代表取締役社長　石井　智康

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
ここに第79回の株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当社としては、お客様、お取引先様、グループ従業員とその家族、地域社会を含む人命の尊重および安全を最優先し、新型コロナウイルスの感染拡大防止に取り組むとともに、食品メーカーとして社会を支えるため、安定的な食の供給維持・継続に最大限努めております。

このような状況下から、本総会に限りましては、株主様の健康のためにも事前の郵送およびインターネット上での議決権行使をご利用いただき、ご出席はお控えくださるようお願い申し上げます。本来ならば総会は貴重な株主様との対話の機会でもあるところ、大変心苦しいお願いでございます。来期に向けて、引続き食の安定供給を維持し、旬や地域を感じる商品の提供に取り組んでまいります。組織も従業員も持続可能な形にて、食での社会貢献がさらに必要な１年となることを念頭に、企業づくりを進めてまいります。

ご心配おかけしておりますが、長年当社を応援していただきましてありがとうございます。今後とも株主の皆様のご期待に添えるよう努力してまいりますので、株主の皆様には、引き続き、厚いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

ご来場自粛のお願い

株主様との対話の機会として株主総会にご出席していただけるよう調整してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、本年は、健康状態に関わらず、株主総会へのご来場を見合わせていただくことを含めて、ご検討くださいますようお願いいたします。
特に、下記症状の方は、株主総会へのご来場について、慎重なご判断をお願いいたします。
・ご高齢の方や基礎疾患のある方
・妊娠されている方
・体調のすぐれない方

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利となります。書面（郵送）またはインターネットによる議決権行使もできますので、強くご推奨申し上げます。
また本定時株主総会に変更が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。
以上、ご理解・ご協力のほど何卒宜しくお願い申し上げます。

証券コード2894
2020年６月11日

株主の皆様へ

千葉県船橋市本町二丁目７番17号
石井食品株式会社
代表取締役社長　石井　智康

第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当社第79回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年６月26日（金曜日）午後５時30分までに、次頁のご案内にしたがって議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬　具

昨年より株主総会開始前に開催しておりました株主様との懇親を目的とした「株主ミーティング」については、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本年は開催を取り止めることといたしました。当社の取り組みにつきましては、同封しているパンフレットをご覧くださいますようお願いいたします。

記

１．日　　時　**2020年６月28日（日曜日）午前11時（受付開始：午前10時30分）**
（開始時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。）

２．場　　所　**千葉県船橋市本町２－９－３**
セミナーハウス　クロス・ウェーブ船橋１階　講堂
（末尾記載の『第79回定時株主総会会場ご案内図』をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
第79期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役１名選任の件
第３号議案　監査役４名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

◎新型コロナウイルス感染症対策として混雑緩和のため、第２・第３会場等をご案内させていただく場合がございますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

◎議決権を行使することができる株主様以外の方は株主総会会場にご入場いただけません（お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます）。

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類（５頁～７頁）をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の３つの方法がございます。

A 株主総会への出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、第79回定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

B 書面（郵送）による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示のうえ、**2020年６月26日（金曜日）午後５時30分**までに到着するようご返送ください。

C インターネットによる議決権行使



当社の指定する議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、**2020年６月26日（金曜日）午後５時30分**までにご行使ください。
詳しくは、次頁をご覧ください。

郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

なお、当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続はいずれも不要です。

◎本招集ご通知に際して添付すべき書類のうち、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」、「会社の支配に関する基本方針」及び「連結株主資本等変動計算書」並びに「連結注記表」及び「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
したがって、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

当社ウェブサイト
https://www.ishiifood.co.jp

【インターネットによる議決権行使のご案内】

1 議決権行使サイトについて

（1）インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

（2）パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

（3）携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

（4）インターネットによる議決権行使は、2020年６月26日（金曜日）午後５時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2 インターネットによる議決権行使方法について

（1）パソコン、携帯電話による方法

議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

（2）スマートフォンによる方法

議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）

セキュリティの観点からQRコードでのログインは１回のみとなります。２回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。スマートフォンの機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、２．（1）パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
電話　**0120-173-027**
（受付時間　9:00～21:00、通話料無料）

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．剰余金の処分に関する事項

第79期は誠に遺憾ながら、当期純損失を計上することになり、繰越利益剰余金がマイナスとなりましたので、その欠損填補及び株主の皆様への配当を実施するため別途積立金取崩しのご承認をお願いするものであります。

①　減少する剰余金の項目とその額
　　別途積立金　　65,000,000円

②　増加する剰余金の項目とその額
　　繰越利益剰余金　　65,000,000円

２．期末配当に関する事項

当期の配当につきましては、株主の皆様のご支援に報いるため、次のとおりといたしたいと存じます。

①　配当財産の種類
　　金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金３円00銭といたします。
　　なお、この場合の配当総額は50,631,012円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日
　　2020年６月29日といたします。

第２号議案　取締役１名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役１名を増員することとし、取締役１名の選任をお願いしたいと存じます。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、ほかの在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
知識賢治（ちしきけんじ） （1963年１月27日）	1985年　４月　鐘紡㈱入社 1998年　４月　㈱リサージ代表取締役 2004年　５月　㈱カネボウ化粧品取締役兼代表執行役社長・最高執行責任者（COO） 2006年　１月　同社代表取締役社長執行役員 2010年　６月　㈱テイクアンドギヴ・ニーズ代表取締役社長 2015年　10月　日本交通㈱代表取締役社長（現職） 2018年　11月　㈱SHIFT社外取締役（現職）	0株

（注）１．候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
２．知識賢治氏は、社外取締役候補者であります。なお、知識賢治氏は東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ております。
３．知識賢治氏を社外取締役候補者とした選任理由及び適格性については以下のとおりであります。
同氏は、企業経営全般に対する経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般を監督いただくことで、経営体制がさらに強化できると判断し、社外取締役として選任するものであります。
４．当社は、知識賢治氏が社外取締役に就任した場合には、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を法令が定める金額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

第３号議案　監査役４名選任の件

現在の監査役３名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査体制強化のため１名増員し、監査役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。
また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	脇田行雄（わきた ゆきお） （1951年11月５日）	1975年　４月　当社入社 1998年　４月　当社八千代工場総括マネージャー 2001年　６月　当社取締役 2012年　５月　㈱ダイレクトイシイ監査役（現職） 2012年　６月　当社監査役（現職）	7,000株
2	松山元（まつやま はじめ） （1966年９月18日）	2001年　１月　松山公認会計士事務所開設（現職） 2008年　１月　ＭＡＯ合同会社代表社員（現職） 2008年　６月　当社社外監査役（現職） 2014年　３月　㈱タンガロイ社外監査役（現職） 2015年　６月　㈱エヌアイデイ社外監査役（現職）	0株
3	室井恵子（むろい けいこ） （1980年９月24日） （戸籍上の氏名：保坂　恵子）	2011年　６月　税理士室井恵子事務所開業 2014年　４月　税理士法人Bricks&UK東京事務所代表社員（現職） 2016年　６月　当社社外監査役（現職）	0株
※4	池崎一清（いけざき いっせい） （1981年９月18日）	2005年　５月　アクセンチュア・テクノロジー・ソリューションズ㈱（現アクセンチュア㈱）入社 2019年　５月　一般社団法人 持続可能なサプライチェーン研究所 理事（現職） 2019年　９月　合同会社TORIDORI設立・同代表（現職） 2019年　10月　一般社団法人 KYOTOGRAPHIE（京都国際写真祭）ジェネラルマネージャー（現職）	0株

（注）１．※印は、新任の監査役候補者であります。
２．各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

3．松山元、室井恵子及び池﨑一清の各氏は、社外監査役候補者であります。
なお、当社は松山元氏、室井恵子氏及び池﨑一清氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ております。

4．社外監査役候補者の選任理由及び適格性については以下のとおりであります。
・松山元氏は、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制に生かしていただくため、社外監査役として選任するものであります。
・室井恵子氏は、税理士として税務、財務及び会計に精通し、会社の管理に関する高い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任するものであります。
・池﨑一清氏は、多くの企業でのM&A・事業再生コンサルティング業務の経験に基づく客観的・多角的な視点を監査に反映していただくため、社外監査役として選任するものであります。

5．社外監査役候補者が監査役に就任してからの年数について
松山元氏の監査役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって12年であります。
室井恵子氏の監査役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって４年であります。

6．監査役との責任限定契約について
当社は、監査役候補者である脇田行雄氏、松山元氏、室井恵子氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を法令が定める金額を限度とする旨の責任限定契約を締結しており、本議案が承認され監査役に再任された後も引き続き契約を継続する予定であります。
また、池﨑一清氏が選任された際には、同氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

補欠監査役の改選時期について監査役の改選時期と合わせるため、改めて補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。補欠監査役の候補者としては、補欠監査役に選任されております石井隆氏を選任したいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
石井（いしい）　隆（たかし） （1956年6月19日）	1981年　4月　当社入社 2003年　6月　当社執行役員業務統括部副総括 2011年　6月　当社執行役員総務総括 2017年　2月　当社業務統括部総括 2020年　4月　当社社長室（現職）	4,000株

（注）１．候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
２．石井隆氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める金額といたします。

以上

（添付書類）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

Ⅰ．企業集団の現況

１　当連結会計年度の事業の状況

１）事業の経過及びその成果

当連結会計年度における食品業界を取り巻く環境は、世界的な環境問題への意識の高まりや台風・大雨被害の増加等により持続可能なビジネスのあり方を問われる１年となりました。また、人手不足や労働環境の見直しが物流コスト及び人件費の上昇に大きく影響を及ぼしており、対応を迫られています。さらに、２月以降は新型コロナウイルス感染症拡大により消費者の食生活が急激に変化しており、厳しい経営環境となっております。

そのような変化の中、当社は「農家と地域が喜ぶ仕組みをつくる」をテーマに掲げ、前期の成果を活かし、既存ビジネスの収益構造の改善と新しいビジネスモデルの確立の双方に取り組んでおります。

当期におきましては、地域食材を使用した「千葉市原の姉崎だいこんおろしソースハンバーグ」、「千葉白子町の新玉ねぎをつかったハンバーグ」、「筑波山麓の玉ねぎを使ったハンバーグオニオンソース」や筍ごはん・栗ごはんシリーズをはじめとする地域商品については順調に推移しております。一方、ミートボール及びハンバーグ等のプライベートブランド商品を中心に売上の減少が続いており厳しい状況となりました。

正月料理につきましては、前期から取り組んでいる重詰めおせちの全食材の国産化・産地の明確化の取り組みを強化し、より地域の食材を活かした商品を販売するとともに、環境に配慮した包材を導入するなどの新たな取り組みを行うことで新規チャネル開拓を進めてまいりました。一方で、正月料理市場では消費者の生活スタイルの多様化及び参入企業の飽和により価格競争が激しくなり、当社においても量販店での売上が減少したことにより、正月料理の売上は減少いたしました。

その他、様々な地域において当社の新たなブランド価値を向上させる取り組みを強化いたしました。そのため、ブランディング費用の増加等により販売費及び一般管理費が増加しております。

この結果、当連結会計年度における売上高は前期比１億38百万円減の95億56百万円となり、売上総利益は前期比９百万円増の35億49百万円となりました。

販売費及び一般管理費は、前期比１億38百万円増の36億75百万円となり、１億26百万円の営業損失（前期は２百万円の利益）となりました。

これに営業外収益38百万円、営業外費用29百万円を加減した結果、１億17百万円の経常損失（前期は３百万円の利益）となり、特別利益に投資有価証券売却益０百万円、収用補償金４百万円及び受取保険金11百万円、特別損失に固定資産売却損０百万円、固定資産処分損５百万円、減損損失０百万円、災害による損失８百万円及び投資有価証券評価損９百万円を計上した結果、税金等調整前当期純損失は１億24百万円（前期は65百万円の利益）となり、これに法人税等合計37百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失は１億62百万円（前期は９百万円の利益）となりました。

製品別及びチャネル別業績の概況は、次のとおりであります。

（単位：千円）

製品別売上高	前連結会計年度 (2018.4.1～2019.3.31)		当連結会計年度 (2019.4.1～2020.3.31)		比較増減 (△印は減)	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	趨勢比(%)
食肉加工品（ハンバーグ・ミートボール他）	8,179,803	84.4	8,119,880	85.0	△59,923	99.3
惣菜	629,389	6.5	589,352	6.2	△40,037	93.6
正月料理	522,136	5.4	452,403	4.7	△69,733	86.6
非常食	178,170	1.8	154,082	1.6	△24,088	86.5
地域商品	72,706	0.7	135,006	1.4	62,299	185.7
配慮食（食物アレルギー・減塩他）	43,956	0.5	47,311	0.5	3,355	107.6
その他	68,597	0.7	58,086	0.6	△10,510	84.7
合計	9,694,760	100.0	9,556,122	100.0	△138,637	98.6

（単位：千円）

チャネル別売上高	前連結会計年度 (2018.4.1～2019.3.31)		当連結会計年度 (2019.4.1～2020.3.31)		比較増減 (△印は減)	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	趨勢比(%)
量販店（スーパーマーケット他）	8,264,151	85.2	8,207,063	85.9	△57,088	99.3
質販店（百貨店他）・生協	980,231	10.1	1,003,151	10.5	22,920	102.3
飲食店・宅配・官公庁	356,054	3.7	214,363	2.2	△141,690	60.2
直販	94,323	1.0	131,544	1.4	37,220	139.5
合計	9,694,760	100.0	9,556,122	100.0	△138,637	98.6

食肉加工品において、ミートボール群のナショナルブランド商品は堅調に推移したものの、低価格のプライベートブランド商品の売上高が減少いたしました。ハンバーグ群は、主力のチキンハンバーグシリーズが中食需要の増加により売上高が増加したものの、価格競争に陥っていた業務用商品を縮小したことに加え、不採算商品の終売等により、売上高は減少いたしました。この結果、食肉加工品（ハンバーグ・ミートボール他）の売上高は前期比99.3%となりました。

惣菜において、サラダ群は素材の風味を生かした商品が生協チャネルでは好評でしたが、業務用商品等の不振により売上高は減少いたしました。まぜご飯・炊き込みご飯群及び冷凍商品群については、不採算商品の終売等により大幅に減少いたしました。この結果、惣菜の売上高は前期比93.6%となりました。

正月料理は、重詰めおせちの全食材の国産化・産地の明確化の取り組みを強化して参りましたが、価格競争の激しい量販店チャネルでの販売が苦戦したことに加え、単品の佃煮おせちについては、正月の食生活の変化に伴う需要の減少及び価格競争の激化により、売上高は減少いたしました。この結果、正月料理の売上高は、前期比86.6%となりました。

地域商品は、日本の各地域の生産者や行政と連携し、地域食材と旬の季節商品の強化に取り組み、地域のハンバーグシリーズ等多数の地域食材商品を発売してまいりました。この結果、地域商品の売上高は前期比185.7%となりました。

2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施致しました設備投資の総額は２億14百万円であります。その主なものは京丹波工場生産設備の増設に伴う支出であります。

3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

4) 事業の譲渡、その他の状況

該当事項はありません。

5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

2　財産及び損益の状況

区　　分	第76期 (2017年 3月期)	第77期 (2018年 3月期)	第78期 (2019年 3月期)	第79期 (当連結会計年度) (2020年 3月期)
売上高（百万円）	10,538	10,387	9,694	9,556
経常利益又は経常損失（△）（百万円）	△32	170	3	△117
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）（百万円）	△65	194	9	△162
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）（円）	△3.75	11.09	0.55	△9.62
総資産（百万円）	8,293	9,085	8,364	7,175
純資産（百万円）	3,620	3,932	3,755	3,461

（注）1．1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中の平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。

2．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年2月16日）等を前連結会計年度の期首から適用しており、第77期連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

3　重要な子会社の状況

会社名	本社所在地	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ダイレクトイシイ	千葉県船橋市	千円 30,000	% 100	健康に配慮した食品、正月料理、非常食等の通信販売

4　対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題は次のとおりであります。

1）地域活性を軸とした新しいビジネスモデルへの転換

地域食材と旬の食材を最大限活用するために、新しい調達・製造・販売の在り方の検証及び構築を行います。また新規事業開発を推進できる人材育成を強化いたします。

2）利益構造の転換

利益率の低い取引を見直し、流通・メーカー・生産者が３方得の関係性を構築できるチャネルとの取引強化及び新規チャネル開拓を行います。

3）オンラインマーケティングへの対応

無添加調理の価値、地域食材の魅力、アレルギー問題等、弊社が持つ情報をより多くの方に届け、かつ双方向のコミュニケーションを構築する必要があります。そのためのマーケティング体制の強化及びオンラインの販売チャネル強化をいたします。

4）技術継承、設備老朽化への対応

各工場ともに長期にわたる運用により、働き手の高齢化及び設備の老朽化が進んでおります。人と設備への投資を進め、若手の育成及び技術継承、定年後の継続雇用のサポート、次世代技術への設備投資を行ってまいります。

5）地球環境の保全

食品業界における地球環境保全への必要性は年々高まっております。当社グループは、認証取得しておりますISO14001の運用において、環境保全への取り組みを進めてまいりました。今後は自然エネルギーへの切り替えや設備投資、製造工程の抜本的改革により省エネルギー化、新素材を利用した脱プラスチックへの取り組みを積極的に進めてまいります。

6）管理体制の充実・柔軟な雇用制度の構築

少子高齢化社会において、人材の確保、雇用の継続は経営課題となっております。当社グループは各職場において、働き方を多様化、柔軟化することで人手不足への対応を行ってまいります。

以上のことを実施していくことにより、社会からより信頼される企業を目指して、経営体質改善の実現を継続的に図る所存であります。

株主の皆様におかれましても、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

5　主要な事業内容（2020年３月31日現在）

事業区分	事業内容
石井食品株式会社	畜産物（鶏肉、豚肉）及び農産物（玉ねぎ、ごぼう、人参、筍、栗、米等）を原料とした調理済食品の製造販売とこれに付帯する一切の業務を行っております。
株式会社ダイレクトイシイ	健康に配慮した食品、正月料理、非常食等の通信販売を行っております。

6　主要な営業所及び工場（2020年３月31日現在）

本社	千葉県船橋市本町二丁目７番17号
営業所	東日本（営）、名古屋（営）、大阪（営）、九州・中四国（営）
工場	八千代工場（千葉県）、京丹波工場（京都府）、唐津工場（佐賀県）

7　従業員の状況（2020年３月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
352名	19名増	41.8歳	14.5年

（注）臨時従業員の期中平均雇用人数は248名であり、上記には含まれておりません。

8　主要な借入先（2020年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社千葉銀行	560,000千円

9　その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅱ．株式の状況（2020年３月31日現在）

1　発行可能株式総数　65,000,000株
2　発行済株式の総数　18,392,000株　（自己株式1,514,996株を含む）
3　単元株式数　100株
4　当期末株主数　7,660名
5　大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
石井健太郎	1,115	6.6
㈲ケイアンドアイ	873	5.2
㈱千葉銀行	842	5.0
石井達雄	673	4.0
㈱榎本武平商店	653	3.9
荒木照子	432	2.6
㈱オイシー	400	2.4
損害保険ジャパン日本興亜㈱	350	2.1
川幡美年子	331	2.0
中村文子	331	2.0

（注）当社は、自己株式1,514,996株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率については自己株式を除いて算出しております。

Ⅲ．新株予約権等の状況

該当事項はありません。

Ⅳ．会社役員に関する事項

1　取締役及び監査役の氏名等（2020年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 執行役員	石井智康（いしい ともやす）	㈱ダイレクトイシイ代表取締役社長執行役員
取締役 執行役員	久保啓介（くぼ けいすけ）	八千代工場長
取締役 執行役員	伊藤幸一郎（いとう こういちろう）	顧客サービス部総括
取締役 執行役員	吉野和男（よしの かずお）	顧客サービス部
取締役	石井和男（いしい かずお）	石井和男法律事務所
常勤監査役	脇田行雄（わきた ゆきお）	㈱ダイレクトイシイ監査役
監査役	松山元（まつやま はじめ）	松山公認会計士事務所、ＭＡ〇合同会社代表社員、 ㈱タンガロイ社外監査役、㈱エヌアイデイ社外監査役
監査役	室井恵子（むろい けいこ）	税理士法人Ｂricks&UK東京事務所代表社員

（注）１．取締役のうち石井和男氏は、社外取締役であります。なお、石井和男氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

２．監査役のうち松山元氏及び室井恵子氏は社外監査役であります。なお、松山元氏及び室井恵子氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

３．監査役松山元氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

４．監査役室井恵子氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

５．監査役室井恵子氏の戸籍上の氏名は、保坂恵子であります。

2　責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める金額としております。

3　取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支　給　人　員	報　酬　等　の　額
取　締　役 （うち社外取締役）	5名 （1名）	65,374千円 （6,966千円）
監　査　役 （うち社外監査役）	3名 （2名）	19,764千円 （8,856千円）

（注）1．取締役の報酬限度額は、2006年６月22日開催の第65回定時株主総会において年額１億3,000万円以内（ただし、使用人給与は含まない）と決議頂いております。
2．監査役の報酬限度額は、2007年６月22日開催の第66回定時株主総会において年額5,000万円以内と決議頂いております。
3．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

4　社外役員に関する事項

1）重要な兼職先と当社との関係

各社外役員の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

2）当事業年度における主な活動状況

地　位	氏　名	主な活動状況
取締役	石井和男	当事業年度に開催された取締役会には13回中13回出席し、弁護士としての専門的見地から、必要に応じて、当社の経営上の有用な指摘、意見を述べております。
監査役	松山元	当事業年度に開催された取締役会には13回中13回、また、監査役会には12回中12回出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。
監査役	室井恵子	当事業年度に開催された取締役会には13回中12回、また、監査役会には12回中11回出席し、主に税理士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。

Ⅴ．会計監査人に関する事項

1　名称　　千葉第一監査法人

2　当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る報酬等の額	17,800千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	

（注）1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2.当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績との比較、監査時間及び報酬額の推移を確認したうえ、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3　責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人千葉第一監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める金額としております。

4　非監査業務の内容

該当事項はありません。

5　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

連結貸借対照表

（2020年３月31日現在）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
（資産の部）	千円	（負債の部）	千円
流動資産	**4,002,924**	**流動負債**	**2,624,865**
現金及び預金	2,485,274	買掛金	280,455
売掛金	1,243,019	短期借入金	560,000
商品及び製品	64,730	1年内償還予定の社債	1,000,000
仕掛品	8,550	リース債務	23,719
原材料及び貯蔵品	137,907	未払費用	542,532
その他	63,442	未払法人税等	22,457
固定資産	**3,172,197**	未払消費税等	19,601
有形固定資産	**2,704,294**	賞与引当金	81,423
建物及び構築物	1,080,183	その他	94,674
機械装置及び運搬具	666,862	**固定負債**	**1,088,891**
工具器具及び備品	25,255	社債	300,000
土地	856,893	リース債務	60,173
リース資産	75,098	退職給付に係る負債	565,645
無形固定資産	**30,101**	資産除去債務	23,177
投資その他の資産	**437,801**	長期未払金	139,894
投資有価証券	365,440	**負債合計**	**3,713,756**
繰延税金資産	33,501	（純資産の部）	
その他	87,776	**株主資本**	**3,519,587**
貸倒引当金	△48,916	**資本金**	**919,600**
		資本剰余金	**672,801**
		利益剰余金	**2,237,992**
		自己株式	**△310,806**
		その他の包括利益累計額	**△58,221**
		その他有価証券評価差額金	**△6,954**
		退職給付に係る調整累計額	**△51,267**
		純資産合計	**3,461,365**
資産合計	**7,175,122**	**負債及び純資産合計**	**7,175,122**

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

科目	金額	
	千円	千円
売上高		**9,556,122**
売上原価		**6,006,978**
売上総利益		**3,549,144**
販売費及び一般管理費		**3,675,327**
営業損失		**126,182**
営業外収益		
受取利息	117	
受取配当金	10,177	
賃貸料	5,093	
廃油売却益	13,771	
雇用促進奨励金	2,376	
その他	6,719	38,256
営業外費用		
支払利息	12,658	
たな卸資産廃棄損	13,945	
その他	2,761	29,364
経常損失		**117,290**
特別利益		
投資有価証券売却益	681	
収用補償金	4,528	
受取保険金	11,452	16,662
特別損失		
固定資産売却損	600	
固定資産処分損	5,344	
減損損失	559	
災害による損失	8,063	
投資有価証券評価損	9,351	23,917
税金等調整前当期純損失		**124,546**
法人税、住民税及び事業税	16,310	
法人税等調整額	21,417	37,727
当期純損失		**162,273**
親会社株主に帰属する当期純損失		**162,273**

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（2020年３月31日現在）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
（資産の部）	千円	（負債の部）	千円
流動資産	**3,980,944**	**流動負債**	**2,560,980**
現金及び預金	2,466,775	買掛金	280,455
売掛金	1,238,869	短期借入金	500,000
商品及び製品	64,730	１年内償還予定の社債	1,000,000
仕掛品	8,550	リース債務	23,719
原材料及び貯蔵品	137,907	未払金	71,002
その他	64,111	未払費用	539,495
固定資産	**3,166,881**	未払法人税等	22,277
有形固定資産	**2,704,294**	未払消費税等	19,601
建物	1,034,554	預り金	22,208
構築物	45,629	賞与引当金	80,905
機械及び装置	666,862	その他	1,314
車両運搬具	0	**固定負債**	**1,074,624**
工具器具備品	25,255	社債	300,000
土地	856,893	リース債務	60,173
リース資産	75,098	退職給付引当金	514,378
無形固定資産	**24,807**	債務保証損失引当金	37,000
投資その他の資産	**437,779**	資産除去債務	23,177
投資有価証券	365,440	長期未払金	139,894
長期貸付金	228,628	**負債合計**	**3,635,604**
差入保証金	28,225	（純資産の部）	
繰延税金資産	33,501	**株主資本**	**3,519,176**
その他	57,900	**資本金**	**919,600**
貸倒引当金	△275,916	**資本剰余金**	**672,801**
		資本準備金	672,801
		利益剰余金	**2,237,581**
		利益準備金	229,900
		その他利益剰余金	2,007,681
		固定資産圧縮積立金	126,711
		別途積立金	1,894,800
		繰越利益剰余金	△13,830
		自己株式	**△310,806**
		評価・換算差額等	**△6,954**
		その他有価証券評価差額金	**△6,954**
		純資産合計	**3,512,221**
資産合計	**7,147,826**	**負債及び純資産合計**	**7,147,826**

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

科目	金額	
	千円	千円
売上高		**9,518,607**
売上原価		**6,006,941**
売上総利益		**3,511,666**
販売費及び一般管理費		**3,629,113**
営業損失		**117,447**
営業外収益		
受取利息	3,218	
受取配当金	10,177	
賃貸料	5,693	
廃油売却益	13,771	
雇用促進奨励金	2,376	
債務保証損失引当金戻入額	11,000	
その他	9,479	55,717
営業外費用		
支払利息	5,158	
社債利息	6,670	
たな卸資産廃棄損	13,945	
貸倒引当金繰入額	27,000	
その他	2,761	55,534
経常損失		**117,265**
特別利益		
投資有価証券売却益	681	
収用補償金	4,528	
受取保険金	11,452	16,662
特別損失		
固定資産売却損	600	
固定資産処分損	5,344	
減損損失	559	
災害による損失	8,063	
投資有価証券評価損	9,351	23,917
税引前当期純損失		**124,520**
法人税、住民税及び事業税	16,130	
法人税等調整額	21,417	37,547
当期純損失		**162,067**

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月25日

石井食品株式会社
　取締役会　御中

千葉第一監査法人
千葉県千葉市
代表社員
業務執行社員　公認会計士　田　中　昌　夫　㊞
代表社員
業務執行社員　公認会計士　林　　広　隆　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、石井食品株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、石井食品株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月25日

石井食品株式会社
　取締役会　御中

千葉第一監査法人
千葉県千葉市
代表社員
業務執行社員　公認会計士　田　中　昌　夫　㊞
代表社員
業務執行社員　公認会計士　林　　広　隆　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、石井食品株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び工場等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人千葉第一監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人千葉第一監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月29日

石井食品株式会社監査役会

監査役（常勤）　脇　田　行　雄　㊞

監査役（社外）　松　山　　元　㊞

監査役（社外）　室　井　恵　子　㊞

以　上

メ　　モ

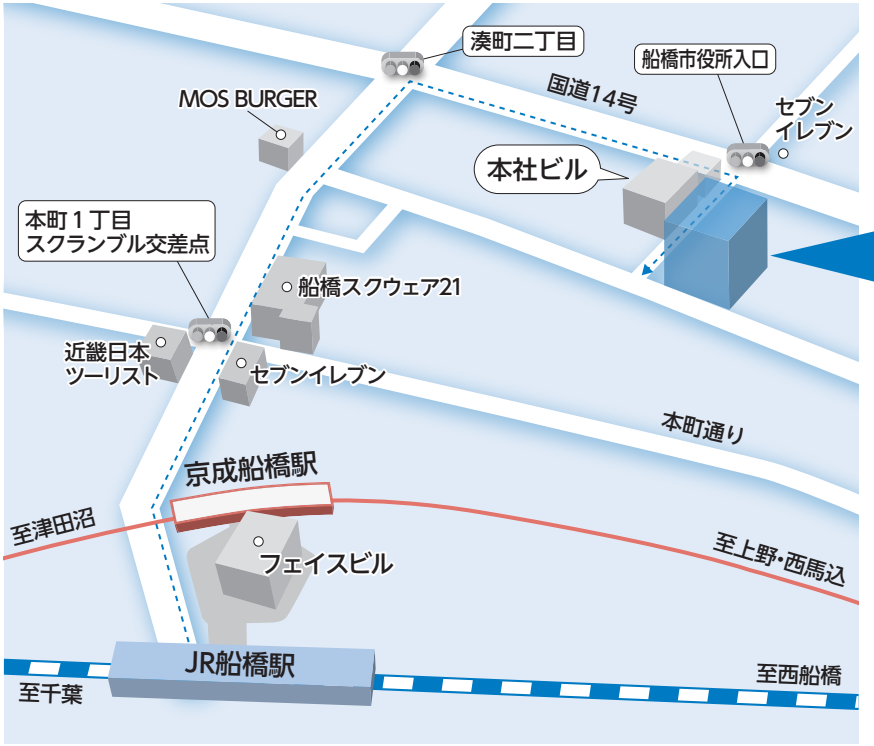
メ　　モ

メ　　モ

第79回定時株主総会会場ご案内図

会　場　千葉県船橋市本町２－９－３
セミナーハウス　**クロス・ウェーブ船橋**
電話　047－436－0111

交通のご案内
●JR船橋駅　南口徒歩約14分
●京成船橋駅　東口徒歩約11分





◎新型コロナウイルス感染拡大防止のため送迎バスは取り止めさせていただきます。
　何卒ご理解の程宜しくお願い申し上げます。
◎会場には駐車場の用意がございませんので、ご了承ください。
◎会場内は全館禁煙となっております。

UD FONT　見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

FSC　ミックス　責任ある木質資源を使用した紙　FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK